

## 答 申 書

### 第1 当審査会の結論

市川市長（以下「実施機関」という。）が行った請求拒否（文書不存在）決定は妥当である。

### 第2 事実

本件審査請求に至る経緯は、以下のとおりである。

- 1 実施機関が市川市真間〇〇〇に隣接する手児奈橋公園の部分に関して都市公園法（昭和31年法律第79号。平成29年5月12日法律第26号による改正前のものをいう。以下同じ。）第6条第1項の許可（以下「占用許可」という。）をした経緯について
  - (1) 平成28年1月13日、株式会社〇〇〇は、実施機関に対し、市川市真間〇〇〇に隣接する手児奈橋公園の部分について、占用許可を申請した。
  - (2) 平成28年1月21日、実施機関は、株式会社〇〇〇に対し、水と緑の部公園緑地課長（以下「公園緑地課長」という。）を決裁者として、同日付け都市公園占用許可（市川第20160113-0233号・第27-61号。以下「第27-61号占用許可処分」という。）、同日付け都市公園占用許可（市川第20160113-0234号・第27-62号。以下「第27-62号占用許可処分」という。）及び同日付け都市公園占用許可（市川第20160113-0235号・第27-63号。以下「第27-63号占用許可処分」という。）（以下これらを「各占用許可処分」という。）によって、占用許可をした。
- 2 実施機関が各占用許可処分によって占用許可をした事項に関して都市公園法第6条第3項の許可（以下「占用変更許可」という。）をした経緯について
  - (1) 平成28年2月16日、同月23日付け都市公園占用許可事項変更許可（市川第20160216-0314号・第27-66号。以下「第27-66号占用変更許可処分」という。）の被処分者は、実施機関に対し、同年1月21日付け第27-63号占用許可処分について、占用変更許可を申請した。
  - (2) 平成28年2月23日、実施機関は、第27-66号占用変更許可処分の被処

分者に対し、公園緑地課長を決裁者として、第27-66号占用変更許可処分をした。

(3) 平成28年2月24日、同年3月2日付け都市公園占用許可事項変更許可（市川第20160224-0265号・第27-71号。以下「第27-71号占用変更許可処分」という。）の被処分者は、実施機関に対し、第27-61号占用許可処分について、占用変更許可を申請した。

(4) 平成28年3月2日、実施機関は、第27-71号占用変更許可処分の被処分者に対し、公園緑地課長を決裁者として、第27-71号占用変更許可処分をした。

(5) 平成28年3月22日、同月30日付け都市公園占用許可事項変更許可（市川第20160322-0373号・第27-74号。以下「第27-74号占用変更許可処分」という。）の被処分者は、実施機関に対し、第27-62号占用許可処分について、占用変更許可を申請した。

(6) 平成28年3月30日、実施機関は、第27-74号占用変更許可処分の被処分者に対し、公園緑地課長を決裁者として、第27-74号占用変更許可処分をした。

3 実施機関が、審査請求人に対し、各占用許可処分、第27-66号占用変更許可処分、第27-71号占用変更許可処分及び第27-74号占用変更許可処分（以下これらを「各占用変更許可処分」という。）並びにこれらに係る決裁に関する公文書（市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号。平成30年条例第3号による改正前のものをいう。以下同じ。）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）の写し等を公開した経緯について

(1) 平成28年9月14日、審査請求人は、実施機関に対し、市川市公文書公開条例第6条の規定により、各占用変更許可処分の被処分者らに与えた手児奈橋公園の占用許可書又は占用契約書並びにこれらに係る決裁に関する公文書等の公開を請求した。

(2) 平成28年10月19日、実施機関は、審査請求人に対し、上記(1)により請求をされた公文書が各占用許可処分及び各占用変更許可処分並びにこれらに係る決裁に関する公文書等であるとして、市川市公文書公開条例第8条第1項第1号及び第2号アの規定により公開しないことができる情報を除いて、公開を決定した。

(3) 平成28年10月28日、実施機関は、市川市市政情報センターにおいて、審

査請求人に対し、各占用許可処分及び各占用変更許可処分並びにこれらに係る決裁に関する公文書の写し等を手交した。

4 実施機関が、各占用変更許可処分の被処分者らに対し、平成29年2月13日付け「手児奈橋公園の廃止について」と題する説明文（以下「説明文」という。）の写しを交付した経緯について

(1) 平成29年1月16日、実施機関は、市川市都市公園条例（昭和62年条例第12号。平成29年条例第8号による改正前のものをいう。以下同じ。）第16条の規定により手児奈橋公園を廃止する旨を公告した。

(2) 平成29年2月13日頃、実施機関は、各占用変更許可処分の被処分者らに対し、手児奈橋公園の都市公園としての供用の廃止に伴い、このこと等を通知するため、公園緑地課長が決裁した上で、説明文を交付した。

5 実施機関が、審査請求人に対し、説明文を公開した経緯について

(1) 平成30年1月9日、審査請求人は、実施機関に対し、市川市公文書公開条例第6条の規定により、各占用変更許可処分の被処分者らに与えた手児奈橋公園の占用使用契約書又は施設の使用貸借契約書及びこれらに係る決裁に関する公文書並びにこれらの関係書類の公開を請求した。

(2) 平成30年1月23日、実施機関は、審査請求人に対し、上記(1)により請求された公文書が説明文及びその添付書類並びにこれらに係る決裁に関する公文書等があるとして、市川市公文書公開条例第8条第1項第1号の規定により公開しないことができる情報を除いて、公開を決定した。

(3) 平成30年1月24日、実施機関は、市川市市政情報センターにおいて、審査請求人に対し、説明文及びその添付書類並びにこれらに係る決裁に関する公文書の写し等を手交した。

6 本件審査請求に係る各処分を行った経緯について

(1) 平成31年1月11日、審査請求人は、実施機関に対し、市川市公文書公開条例第6条の規定により、部長を決裁者としてされた各占用許可処分及び各占用変更許可処分並びに説明文に係る決裁に関する公文書（以下「公開請求公文書」という。）の公開を請求した。

(2) 平成31年1月25日、実施機関は、審査請求人に対し、上記(1)により請求された公開請求公文書が不存在であったことから、市川市公文書公開条例第11条第2項の規定により、請求を拒否する決定をした。

(3) 平成31年1月29日、実施機関は、審査請求人に対し、同月25日付け市川

市公文書公開請求拒否（文書不存在）決定通知書を郵送した。

#### 7 審査請求の提起について

これに対して、審査請求人は、同年4月5日付けの審査請求書により、本件審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

公開請求公文書の公開を求める。

#### 2 審査請求の理由

公開請求公文書は、市川市文書管理規程（令和2年訓令第6号による廃止前のもの）の「許可、認可、指定、裁決等に関する文書」に該当する長期保存文書であり、また、市川市事務決裁規程により「公園及び緑地の使用及び占用の許可」は、軽易なものを除き、部長が決裁するものと規定されていることから、公開請求公文書は存在するはずであり、当該請求拒否決定は不当である。

### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 公開請求公文書が存在するか否かについて

各占有許可処分及び各占有変更許可処分並びに説明文の交付について上記第2の1(2)、2(2)、(4)及び(6)並びに4(2)のとおり、いずれも軽易なものであり、課長の専決事項であると判断をして、公園緑地課長が決裁をしたものであるため、公開請求公文書は存在しない。

#### 2 各占有許可処分及び各占有変更許可処分並びに説明文の交付について、課長の専決事項であると判断した理由

(1) 各占有許可処分及び各占有変更許可処分については、市川第20080521-0186号「緑地の使用及び占有許可並びに公園の使用及び占有許可の内規事項（事務決裁者の基準）の変更について（伺い）」（以下「占有許可等に係る事務決裁者の基準」という。）により、平成20年6月1日以降に申請のあったものから、原則として、軽易なものとして、課長の個別専決事項とすることと決定していたことから、本件も軽易なものとして、公園緑地課長が決裁したものである。

(2) 説明文については、公園及び緑地の使用及び占有の許可ではなく、手児奈橋公

園の廃止及び廃止後の同公園跡地の利用方針の報告文書を交付するためのものであるため、市川市事務決裁規程（平成29年訓令第1号による改正前のもの）別表第1の1（一般事項）の「照会、回答、報告、依頼等の事務」に該当し、同公園の廃止公告を再度周知するものにすぎなかったことから、軽易なものとして、公園緑地課長が決裁したものである。

## 第5 当審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 部長決裁又は課長決裁の区別に係る判断について

当審査会は、実施機関に対し、平成20年度から令和2年度までの都市公園占用許可及び都市公園占用変更許可に係る起案の決裁者が分かる一覧の提出を求めた。

実施機関から提出された一覧には、「占用許可等に係る事務決裁者の基準」が適用されることとなった平成20年6月1日以降に部長決裁としたものが10件あったため、実施機関に対し、部長決裁とした理由を確認したところ、いずれも市川市事務決裁規程第10条の規定により、専決者である課長が同条第2号（異例な事項）又は第3号（新規な事項）に該当するものとして部長の指揮を受けた結果、部長決裁としたものである旨説明を受けた。また、各占用許可処分及び各占用変更許可処分については、「占用許可等に係る事務決裁者の基準」に基づき、かつ、同規程第10条各号に該当しないものと判断して、課長決裁としたものである旨説明を受けた。

このようにして行われた本件の課長決裁処理は、手続としては、問題はなかった。

なお、諮問の際に、当審査会に提出された資料のうち、総務部総務課（以下「総務課」という。）から水と緑の部公園緑地課（以下「公園緑地課」という。）に対する令和2年10月8日付けの質問書（以下「質問書」という。）及びこれに対する公園緑地課の同年11月16日付けの回答書（以下「回答書」という。）については、審査請求人に対して送付されていないことを確認した。

当該質問書は、総務課が審査請求の所管課としての審理手続を終結するに当たり、審査請求人が本件審査請求に係る各処分における拒否理由に関し、公園緑地課長が軽易なものと判断し、決裁をした根拠及び証拠がないと主張していたことを踏まえ、公園緑地課が公開請求公文書に係る各占用許可処分及び各占用変更許可処分並びに説明文を軽易なものと判断した根拠となる基準の有無について、公園緑地課に質

問したものである。これに対し、当該回答書により、上記第4の2の回答がなされたものである。

## 2 公開請求公文書が存在しているかどうかの確認について

当審査会は、令和3年3月5日に、公園緑地課の執務室（市川市役所市川南仮設庁舎）において、各占用許可処分及び各占用変更許可処分並びに説明文の交付に係る決裁文書が存在しているかどうかの調査を行った。

市川市では、平成16年から、原則として、文書の起案等を文書管理等システムにより行うこととしているが、これらの決裁文書は、文書管理等システムによる電子文書及び紙文書として保管されていることから、まず電子文書について調査を行った。具体的には、文書管理等システムの検索機能を用いて、各占用許可処分及び各占用変更許可処分並びに説明文の交付を行った平成27年度及び平成28年度における公園緑地課が保有する決裁文書のうち、件名又は起案文に「手児奈橋公園」を含むものを抽出した。その結果、課長が決裁したものは存在し、部長が決裁したものは存在しないことが分かった。

次に、公園緑地課執務室内に保管されている紙文書について調査を行った。その結果、「第27-62号占用許可処分」に係る決裁文書を除き、存在することが分かった。

## 3 公文書の管理に係る付言

上記2の調査において、紙文書の存在を確認することができなかった「第27-62号占用許可処分」に係る決裁文書は、文書管理等システムにより電子文書で存在することを確認した。また、実施機関は、審査請求人に対し、その写しを手交している（上記第2の3(3)及び5(3)）。今後、実施機関には、適切な文書管理の徹底を求めたい。

## 4 以上のことから、当審査会は、上記第1のとおり実施機関が行った本件処分は妥当であると判断する。

## 第6 当審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年12月18日	諮問書の受理
令和2年12月25日 (第82回審査会)	調査審議 (第1回)
令和3年2月4日 (第83回審査会)	調査審議 (第2回)
令和3年3月5日	公開請求公文書が存在するかどうかの調査
令和3年3月17日 (第84回審査会)	調査審議 (第3回)
令和3年5月10日 (第85回審査会)	調査審議 (第4回)
令和3年7月2日 (第86回審査会)	調査審議 (第5回)

委員 山本宏子、泉響子、藤原宇基、土屋孝伸、筑紫圭一